

雫石町議会基本条例評価シート（令和7年度の取り組みに対する自己評価）

| 条文   |                      |                                                                                                                                                                        | 取り組み状況・実績等                                                            | 検証・今後の対応等                                               | R7<br>評価 |
|------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------|
| 第1条  | 目的                   | この条例は、地方分権と住民自治の新時代にふさわしく、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本的事項を定めることによって、町民の負託に的確に応え、もって町民の生命・財産を守り、福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを目的とする。                                         | －                                                                     | （評価対象外）                                                 | －        |
| 第2条  | 議会の活動原則              | 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正、透明及び信頼を重んじた議会を目指して活動する。                                                                                                                      | 各議員において選良としての自覚を持ち、町民の負託に応えるための活動が行われている。                             | 二代表の一役を担う意識を高め、行政運営にかかる監視を適切に行い、町政発展に向けた活動を継続する。        | ◎        |
|      |                      | 2 議会の委員会は、原則公開とする。                                                                                                                                                     | 雫石町議会委員会条例第17条にて傍聴の取り扱いを定め、各委員会を公開することとしている。                          | 予算・決算特別委員会において本会議場での傍聴に加え、インターネット配信を行ったことで透明性を高めている。    | ◎        |
|      |                      | 3 町民に分かりやすく、関心が持たれる議会運営をするため、町民の参加意欲を高めるよう努める。                                                                                                                         | 議会モニターを3名委嘱し、モニター会議において議会運営にかかる意見を聴衆した。                               | 議会モニターの委嘱者数が減少傾向にあることから、更なる参画意識の高揚を目指す取り組みを進める必要がある。    | ○        |
| 第3条  | 議員の活動原則              | 議員は、議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由で活発な議論の推進を重んじなければならない。                                                                                                       | 検証会や委員会で議員相互間の自由な議論は行われているものの、本会議における討議が活性化されている状況にはない。               | 言論の府であり合議制機関である議会の一員であるという認識のもと自由な討議が行える環境の構築に努める。      | ○        |
|      |                      | 2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握することに努めなければならない。                                                                                                                          | 各議員が町民の声に耳を傾け、町政に対する意見やニーズの把握に努めた。                                    | 町民の意見を的確に把握し、一般質問や質疑等に反映させることで、当局の取り組みを質した。             | ◎        |
|      |                      | 3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。                                                                                                                                      | 各研修に積極的に参加することで、議員の能力及び資質の向上に努めている。                                   | 議員個人はもとより、委員会等での調査等を通じて研鑽を積み、町民全体の福祉の向上を目指した活動に努める。     | ◎        |
| 第4条  | 危機管理                 | 議員は、町民の生命、財産及び生活に影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。                                                                               | 昨年度においては、町内に大規模災害は発生しなかった。                                            | （評価対象外）                                                 | －        |
| 第5条  | 町民と議会との関係            | 議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。                                                                                                                 | 本会議、委員会、全員協議会は原則傍聴可能であり、本会議並びに予算・決算特別委員会は動画配信を行っている。                  | 引き続き情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を果たしていく。                   | ◎        |
|      |                      | 2 議会は、町民、団体等との意見交換を行い、政策立案能力を高め、政策提言を行うよう努める。                                                                                                                          | 各委員会において団体との意見交換会を開催し、特定分野の現状を把握するとともに団体の意見を聴衆した。                     | 継続して各団体等の意見を聴衆し課題等の現状を把握するとともに、その意見を反映させた政策提言に務める。      | ◎        |
|      |                      | 3 議会は、町民の参加と連携を高める方策として町民と議会との懇談会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。                                                                                                | 11月に町民との懇談会を開催し17名の参加があった。                                            | 幅広い世代の意見を聴衆する必要があるとともに、議員の定数や報酬の見直しに向け、町民からも意見を募る必要があ   | ○        |
| 第6条  | 議会の自己評価              | 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るよう努める。                                                                                                               | 議会全体としての活動内容については、ホームページや広報紙等で町民に対して公表している。                           | 議会及び議員の活動内容の公表については、活性化につながる情報をどのように発信するか改善の余地がある。      | ○        |
|      |                      | 2 議会は、議会としての自己評価を毎年行い、評価の結果を町民に公表する。                                                                                                                                   | 議会としての自己評価を毎年実施し結果を公表している。                                            | 自己評価の実施により、議会改革の進捗を管理する。                                | ◎        |
| 第7条  | 町長等と議会及び議員の関係        | 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を生かすとともに議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、緊張関係を維持しながら、広く町政上の論点及び争点を明確にするよう努める。                                                                                  | 当局と相互のスタンスを尊重しながら、質疑や質問は、広く町政上の論点及び争点が明確になるよう行われた。                    | 二代表制のもと、議決機関として事務執行の監視及び評価を行うことで、緊張感のある関係性が構築されている。     | ◎        |
|      |                      | 2 議員と町長等との本会議における一般質問は、目的を認識しながら通告に基づいて行い、再質問は一問一答方式で行う。                                                                                                               | 一般質問においては、延べ34人より84項目が通告に基づき行われるとともに、再質問は一問一答方式にて行われた。                | 一般質問については、町の喫緊の課題や主要施策等についてなされ、再質問においてより議論を深めている。       | ◎        |
|      |                      | 3 議長から本会議又は委員会に出席を要請された町長等は、議員の質問又は質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て質問又は質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。                                                                                    | 説明員等に対し、議員の質疑又は質問の趣旨を確認することで論点を明確化できるよう発言を認めている。                      | 町当局に対して反問権を付与することで、相互に緊張関係が維持された質疑応答が行われている。            | ◎        |
|      |                      | 4 議員は、二代表制の役割と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しないものとする。                                                                                                            | 本条の規定に基づき、法定以外の委員には就任していない。                                           | 議員が附属機関の委員に就任しないことで、執行機関との適切な関わりについて均衡が保たれている。          | ◎        |
| 第8条  | 政策等の形成過程への説明要求       | 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、内容をより明確にするため、必要に応じて次に掲げる事項の説明を求める。<br>（1）政策等を必要とする背景<br>（2）提案に至るまでの経緯<br>（3）他の自治体の類似する政策との比較検討<br>（4）財源措置<br>（5）将来にわたる効果及び費用 | 当局からの主要事業等にかかる説明は全員協議会においてなされており、審議、審査等においては、概ね各号の規定に沿った質問・質疑が行われている。 | 常任委員会や予算・決算特別委員会、全員協議会、本会議等における審議、審査については、活発な質疑が行われている。 | ◎        |
|      |                      | 2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、立案及び執行の各段階における論点及び争点を明確にし、政策の評価に資する審議を行うものとする。                                                                                   | 一部、論点が明確でない質疑が行われる場合もあり、当局より適切な答弁を引き出せない事例も散見する。                      | 常に論点が明確となることで質疑と答弁が合致するよう、論理的思考に沿った質疑力を高める必要がある。        | ○        |
| 第9条  | 評価の実施                | 議会は、必要に応じて、議会独自で、政策評価を実施するものとする。                                                                                                                                       | 各常任委員会において政策評価を行い、町長に対して提言書を提出した。                                     | 2つの施策について評価を行ったが、今後は当局に対してより実効性の高い提言を行う必要がある。           | ○        |
| 第10条 | 議会の議決すべき事件           | 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、雫石町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本の構想及びその基本となる計画を議会で議決すべき事件とする。                                                          | 「雫石町総合計画（基本構想・前期基本計画・後期基本計画）」を議決すべき事件としている。                           | 総合計画を議決するとともに、議会の行う政策評価により各施策の進捗状況を管理している。              | ◎        |
|      |                      | 2 議会は、前項に掲げるほか、議会の議決事項について必要に応じて、見直しするものとする。                                                                                                                           | 条例の見直しにかかる検討は行っていない。                                                  | （評価対象外）                                                 | －        |
| 第11条 | 政策形成力を高め合う自由で活発な議論の場 | 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員同士がお互いを高め合うよう、自由で活発な議論をし合う場とする。                                                                                                       | 本会議における議員間討議は行われておらず、定例会後の検証会において自由な議論を行うこととしている。                     | 検証会自体が討論の場として活用されていないことから、検証会のあり方を見直し、自由な議論を深める場とする。    | △        |
|      |                      | 2 議会は、定例会後速やかに検証を行い、課題把握と政策形成の方向性を明確にするよう努める。                                                                                                                          | 定例会終了後速やかにアンケート調査を実施し、翌月の検証会において検証を行っている。                             | アンケートの回答率が低調であることから、検証会の実施要綱の見直しを図る必要がある。               | △        |

| 条文   |                |                                                                                          | 取り組み状況・実績等                                            | 検証・今後の対応等                                                             | R7<br>評価 |
|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------|
| 第12条 | 委員会の活動原則       | 委員会は、所管にかかる町政の課題について、町長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努める。                                  | 各常任委員会において、所管分野の政策課題や調査を行うとともに、独自の政策評価を行い政策的な提言を行った。  | 今後も委員会における適正かつ厳正な調査研究活動の充実を図るとともに、効果的な政策提言に務める。                       | ◎        |
| 第13条 | 適正な議会費の確立      | 議会は、議事機関として監視、調査、政策形成機能を保持するため、必要な予算の確保に努めるものとする。                                        | 議会運営にかかる予算は、必要額が確保されている。                              | 議事機関としての機能確保、及び円滑な議事運営のため、引き続き必要となる予算額の確保に努める。                        | ◎        |
|      |                | 2 議会は、議長交際費についての使途等を議会広報紙等により町民に公表する。                                                    | 議会広報紙において、葬祭費並びに会費等の件数・金額について年4回掲載した。                 | 今後も町民への公表により透明性の確保に努める。                                               | ◎        |
| 第14条 | 議会事務局の体制整備     | 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。                                    | 適正な人員配置が確保され、本会議、委員会審査等議会運営にかかる組織体制は整備されている。          | 引き続き、議会事務局の補佐機能を向上させ、円滑な議会機能の充実に努める。                                  | ◎        |
|      |                | 2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。                           | 県町村議長会主催の職員研修会に参加し、専門家の講義を受講することで職員のスキルアップに努めている。     | 職員一人ひとりの専門的知識の向上に努め、いかなる場合も適切な事務執行がなされるよう資質向上に取り組む。                   | ◎        |
| 第15条 | 議員研修の充実        | 議会は、議員の政策形成力及び立案力の向上を図るため、議員研修を実施する。                                                     | 各団体が主催する研修に議員を派遣するとともに、タブレット端末の操作力向上のための研修を実施した。      | 引き続き各種研修に議員を派遣するとともに、議員の政策形成力の向上に向けた独自の研修を開催する。                       | ○        |
| 第16条 | 議会広報の充実        | 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努める。                                                | 年4回議会広報紙を発行しているほか、インターネット配信や、ホームページでの情報発信に務めた。        | 議会独自の視点により、町民に対する情報発信を継続する。                                           | ◎        |
|      |                | 2 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。                                                            | 議会広報紙において「議決結果等一覧」を掲載し、議員及び議案ごとの採決状況を公表している。          | 議員各自の裁決にかかる判断の説明責任を果たすよう、引き続き公表による賛否状況の見える化に努める。                      | ◎        |
|      |                | 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、広報活動に努める。                        | 多様な世代に議会への関心を持っていただくよう、試験的に町公式SNSを活用した情報発信を行った。       | 情報発信の強化に向け、議会独自のSNSにかかる運用規程を定め、積極的な発信を行う必要がある。                        | ○        |
|      |                | 4 議会は、議員により組織する編集委員会を設け、議会広報紙を定例会後速やかに発行する。                                              | 7名で構成される「広報広聴常任委員会」を設置し、定例会終了後40日以内の発行を目標に編集作業を行った。   | 定例会終了翌月の世帯配布に間に合うよう、速やかな編集作業を行うことで計画通りの発行を行った。                        | ◎        |
| 第17条 | 議長・副議長志願者の所信表明 | 議会は、議長・副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。 | 令和6年度の第4回臨時会において議長選挙が行われた際、志願者の所信表明が行われた。             | 立候補者の所信表明にあたり、別に定める雫石町議会正副議長志願者所信表明実施要綱に規定に従った表明が行われ、議長選挙の透明性が保たれている。 | ◎        |
| 第18条 | 議員の政治倫理        | 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。          | 本条の規定に基づき、雫石町議会議員政治倫理条例を定めており、議員の政治倫理に関する基準を明らかにしている。 | 各議員が同基準を遵守しており、基準違反者並びに町民からの苦情はない。                                    | ◎        |
| 第19条 | 議員定数           | 議員定数は、別に条例で定める。                                                                          | 雫石町議会の議員の定数を定める条例により、定数が定められている。                      | (評価対象外)                                                               | —        |
|      |                | 2 議員定数の条例を改正する場合は、行政の現状と課題、将来の予測と展望及び議会の機能を発揮できるよう考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。              | 雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬の在り方の検討を始めた。          | 情報収集と検討を進めるとともに、町民からも意見を聴取する機会を設ける必要がある。                              | ○        |
|      |                | 3 議員定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。                                    | 雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬の在り方の検討を始めた。          | 情報収集と検討を進める必要がある。                                                     | ○        |
| 第20条 | 議員報酬           | 議員報酬は、別に条例で定める。                                                                          | 雫石町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により、報酬額が定められている。            | (評価対象外)                                                               | —        |
|      |                | 2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。              | 雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬の在り方の検討を始めた。          | 情報収集と検討を進めるとともに、町民からも意見を聴取する機会を設ける必要がある。                              | ○        |
|      |                | 3 議員報酬の条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項の規定により町民から直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員自らが提案するものとする。 | 雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬の在り方の検討を始めた。          | 雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会の協議の進捗状況を確認しながら、条例の提出方法を検討する。                     | ○        |
| 第21条 | 最高規範性          | この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければなら             | 本条例を最高規範として、積極的に各種議会改革に取り組んでいる。                       | 本条例に定める事項に反する例規等の制定・改廃は行われておらず、整合性が図られている。                            | ◎        |
| 第22条 | 見直し手続          | 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の整備を講ずるものとする。             | 議会改革シート（自己評価）により、条例に沿った活動の検証を行っている。                   | 年1回の評価により、社会情勢等に合致しない条文があるか検証し、合致しない場合は条文の見直しを行う。                     | ◎        |
|      |                | 2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。                                     | 検証の結果、条例を改正していない。                                     | (評価対象外)                                                               | —        |

※評価欄は、下記の「評価基準」による。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 評価基準 | ◎ 定着している・達成している / 優れた成果を生んでいる |
|      | ○ 取り組まれている / 一部では成果も出てきている    |
|      | △ 不十分である / 成果が出ていない、見直しが必要    |
|      | × 取り組まれていない / 未着手             |
|      | — 評価対象外                       |

| 【議員活動等の評価状況】 |    |       |
|--------------|----|-------|
| 評価数          | 39 |       |
| ◎            | 25 | 64.1% |
| ○            | 12 | 30.8% |
| △            | 2  | 5.2%  |
| ×            | 0  | 0.0%  |
| —            | 6  | -     |

**【総評(案)】**

議会基本条例にかかる議会の自己評価の結果、評価対象35項目のうち「◎定着している・達成している」が64.1%に達しており、「○ 取り組まれている」を加えると、全体の94.9%の項目について一定の成果を生んでいることから、議会改革の総合評価としては概ね達成していると判断される。

また、議員の成り手不足の解消や多様な人材の町政への参画機会の創出に向け雫石町議会議員報酬等適正化調査特別委員会を設置し検討を始めたことは、特に評価できる。

一方で、「△不十分である」と評価された「自由で活発な議論」及び「定例会後の検証」の2項目については、議員間討議や検証会の活性化に課題が残っているほか、当局への質疑においては論点が明確となるよう議員個々の質疑力を一層高める必要があることから、議員研修会への積極的な参加による資質向上など更なる改善の余地がある。

以上を踏まえ、議会改革の取り組みについては今後も評価結果に応じた改善を加えながら、町民参加と信頼向上に向けた取り組みを継続していくものとする。